別紙様式第14号（第34条の28第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　銀行持株会社が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第71号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　当社の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)事務所の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(9)その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当社の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。

７　［略］

［１～12　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（計算書類等の会員への提供）	（計算書類等の会員への提供）
第三十六条　［略］	**第三十六条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。	４　提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第四十六条において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。
［５～７　略］	［５～７　同上］

別紙様式第14号（第34条の28第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　銀行持株会社が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第67号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「１　当社の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)事務所の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(9)その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当社の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。

７　［同左］

［１～12　同左］